

平成 30 年 3 月

京都市食品ロス削減推進販売店舗認定制度（仮称）の創設について（案）

1 目的

本市では、平成 26 年度に、調理や飲食提供段階における食品ロス削減の取組の普及拡大を図るため、飲食店やホテル等を対象とした「京都市食べ残しゼロ推進店舗」認定制度を創設した。多くの事業者から趣旨に賛同いただき、「食べ残しゼロ推進店舗」の取組は、順調に拡大（平成 30 年 1 月末現在で 658 店舗）し、メディアなどにも取り上げられ、また、他都市でも大きな広がりを見せている。

食品ロス削減の取組については、食品スーパーなどの小売事業者においても本市の条例で定める努力義務やその他独自の取組が進められており、そうした食品ロス削減に資する取組を行っている店舗（事業者）を「京都市食品ロス削減推進販売店舗（仮称）」として本市が認定する。

認定を通じ、事業者の取組を広く市民等に周知し、食品ロス削減に取り組む店舗の普及拡大を図るとともに、本市と認定店舗が連携し、市民等（来店客）への食品ロス削減に向けた情報発信（認定店ステッカーや食品ロス削減に係る PR ツールの掲示等）により、食品ロス削減の機運の醸成を図る。

2 認定対象

食品の小売を業として行う小売店（製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる「製造小売業」（他から仕入れたもの又は作り置きのもを販売する菓子屋、パン屋 など）も対象とする。）

3 認定要件（検討素案）

- （1）ごみ半減をめざす「しまつのころ条例」に規定する食品ロスに関する努力義務（第 12 条第 3 項第 1 号）に関する取組など、食品ロス削減に資する取組の実践
- （2）認定店を証するステッカー、もしくは、認定店を証するグッズの店頭又は店内への掲示
- （3）本市が行う食品ロス削減に関する市民等への啓発、PR に関する協力（ポスター、POP の掲示等）

4 食品ロス削減に関する取組項目（検討素案）

上記3（1）の取組内容について、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に規定する努力義務などから、食品ロスの削減に資する取組項目を設定し、そのうち複数の取組を実践する店舗を認定対象とすることを検討する。

	項 目	取 組 内 容
1	販売店での食品ロス削減に関する取組	・衛生管理上支障のない範囲で、賞味期限、消費期限に達するまで小売を継続：● ・食料品の見切り販売（消費期限、賞味期限の近い商品の値引き等）の実施：● ・残品が多く生じないよう食品の入荷量を調整：● ・欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明：●
2	取組方針のPR，社内の情報共有	・自社HP等での食品ロス削減に関する取組方針のPR：▲ ・廃棄ロス発生量の把握，要因分析等の情報共有の実施：▲
3	家庭での食品ロスを削減するための取組	・少量パック，ばら売り，量り売りなど，適切な分量の食品を小売りできる販売の実践：●▲ ・売場等での調理方法(食材を使い切るためのレシピの掲示など)や上手な保存方法，期限表示などについての情報発信：◆
4	惣菜等の製造段階での取組	・食材の使い切りやごみ排出時の水キリ等，食品ロスの発生を抑制する取組：◆ ・売れ行きを見ながら，こまめな調理加工の実践：◆
5	飲食に関する取組（イートインコーナー等）	・食べ残し，飲み残しのない利用の呼び掛け：◆ ・食べきれなかった食品の持ち帰りなどの啓発：◆
6	フードバンク等の支援	・余剰食品等のフードバンクやこども食堂への提供：★
7	食品リサイクルの推進	・飼料化などによる食品リサイクルの実践：■
8	その他	・その他食品廃棄物の発生を抑制するための取組の実践

【記号の説明】●：条例の努力義務に関する取組，▲：事業者アンケートにより効果が期待される取組，◆：生ごみ3キリ運動に関する取組，★：国，自治体が支援するフードバンク等の活動との連携，■：資源リサイクルに関する取組

(参考１) ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」事業者報告制度に基づく食品小売事業者（78事業者）の努力義務の実施状況

	努力義務の内容	実施事業者数	実施率
1	少量パック，ばら売り，量り売りなど，適切な分量の食品を小売りできる販売の実践	45	57.7%
2	衛生管理上支障のない範囲で，賞味期限，消費期限に達するまで小売を継続 食料品の見切り販売（消費期限，賞味期限の近い商品の値引き等）の実施	70	89.7%
3	残品が多く生じないように食品の入荷量を調整 欠品理由の表示など，廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明	20	25.6%
		135 (重複を除く事業者:78)	

※事業者報告制度の対象事業者（小売事業者）の規模要件

- ・延床面積が500㎡以上の事業者 又は，
- ・市内チェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者

(参考２)「食べ残しゼロ推進店舗」（658店舗）の取組内容

認定店は，申請時に実践する取組内容（以下の①～⑧）を2項目以上選択し，実践する。

	取組内容	取組の例	実施店舗数	実施率
1	食材を使い切る工夫	無駄のない仕入れ，余った食材をまかないに利用 等	653	99.2%
2	食べ残しを出さない工夫	小盛り・ハーフサイズメニューの設定 等	547	83.1%
3	宴会，冠婚葬祭での食事等における工夫	30・10(サーティ・テン)運動 等	87	13.2%
4	食べ残しの持ち帰りができる工夫	持ち帰り可能の店内案内 等	438	66.6%
5	ごみ排出時の水キリ等の工夫	水切り専用ザル 等	499	75.8%
6	使い捨て商品の使用を抑える工夫	マイ箸・マイボトルの持参を推奨 等	332	50.5%
7	食べ残しゼロに向けた啓発活動	POP やポスターの掲示 等	8	1.2%
8	上記以外の食べ残し減量のための工夫	料理を丁寧に説明，安全な食材を使用，1日100食限定(売り切り) 等	82	12.5%
			2,646 (重複を除く店舗:658)	

(参考3) 取組項目に関する他都市の事例（登録店舗数はHP上で確認）

○広島市：「スマイル！ひろしま 食品ロス削減協力店」【登録店舗：115店舗】

根拠：「スマイル！ひろしま食品ロス削減協力店」実施要綱(平成29年2月1日施行)

登録要件：ごみ減量・リサイクルに関する取組項目を3項目以上（うち、以下の食品ロス削減に係る取組を1項目以上）実践すること。

- ・食品の量り売り，小分け売りの実施
- ・食品廃棄物の食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施
- ・寄附等による，売れ残り・規格外商品等の有効活用

○滋賀県：「三方よしフードエコ推奨店」（食料品小売店部門）【登録店舗：20店舗】

根拠：三方よしフードエコ推奨店制度実施要領（平成29年8月18日施行）

登録要件：必須項目に加えて，選択項目を1項目以上実施すること。

必須項目	食品ロス削減の呼びかけ	(例) ポスター掲示，店内放送，自社の宣伝チラシ・HP等掲載など
選択項目	ばら売り，量り売りによる販売	(例) 少量パックによる販売 など
	割引販売	(例) 期限間近の割引販売，閉店間際の割引販売など
	賞味期限表示，消費期限表示に係る啓発	(例) 賞味期限・消費期限についての正しい理解を図る啓発 など
	食品ロス削減レシピの情報提供	(例) 家庭での食品ロス削減につながる調理の工夫などの情報提供 など
	その他食品廃棄物の削減につながる取組	(例) フードバンクへの食料品提供，学校飼育動物への野菜くずの提供，食品廃棄物の飼料化・堆肥化 など

○九州7県：九州食べきり協力店（食料品小売店用）【登録店舗：506店舗（7県）】

【福岡県146，佐賀県23，長崎県24，熊本県20，大分県116，宮崎県83，鹿児島県94】

根拠：九州食べきり協力店等登録実施要項（平成28年10月13日施行）

登録要件：各県の実施要領において定められた取組を1つ以上実践すること。

（九州食べきり協力店等登録実施要項に規定する取組項目）

食べ残し削減に向けた啓発活動	食品ロスの問題，無駄のない買い物，食べきり等について， ・独自のポスター等の掲示や店内放送による啓発 ・ホームページやチラシを利用した啓発
使い切りレシピ等の紹介	・使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介コーナー設置 ・ホームページやチラシによる使い切りレシピ等の紹介
ばら売り等の導入・充実	・ばら売り，量り売り等による食材・総菜等の提供 ・少量パックによる販売

徹底した 売りきりの推進	・割引販売の時期・割引率等の基準等に基づく売りきりの推進（賞味期限が近い加工食品，シーズンを過ぎた季節商品，商品の追加陳列時の古い商品，閉店間際の総菜・生鮮食品）
食品廃棄物の リサイクル	・賞味期限・消費期限切れの食品の飼料化，堆肥化の取組 ・食品リサイクルによる飼料・堆肥で育成した食材の販売 ・学校等の飼育活動への野菜くずの提供
その他，食品ロ ス削減につな がる取組	・3分の1ルールや欠品ペナルティ等の商習慣の改善（緩和） ・欠品防止の在庫の縮減や高度な需要予測に基づく仕入れ管理 ・過剰在庫等のフードバンク等への寄付 ・規格外の加工食品・野菜等の仕入れ・販売 ・生鮮食品の「食べ頃」の表示

5 認定店への支援の内容

認定店について，本市ホームページ等で，認定店の名称及び取組内容の紹介，又，食品ロス削減に関するPRグッズ（ポスター等）の提供，その他食品ロス削減に関する情報提供などを行う。